

2019年（令和元年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

消防施設の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）7月22日付けで諮問（第978号）された消防施設の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

辻堂市民センター・公民館（以下「市民センター等」という。）は、1978年（昭和53年）に旧耐震基準で建設された施設であり、施設の狭小やバリアフリー未対応、老朽化による安全性の確保の観点からも再整備を進める必要があり、また、郷土づくり推進会議の前身となる地域経営会議から建て替えに関する提言書が提出されている。

これを踏まえて、藤沢市公共施設再整備基本方針及び藤沢市公共施設再整備プランに基づき、市民センター等のほか、南消防署辻堂出張所（以下「消防施設」という。）、市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、防災備蓄倉庫の機能を含めた複合施設として、再整備を図るため改築を行うものである。

消防施設は、火災、救急、救助等の災害発生時における消防活動の拠点であり、消防車両や専門性の高い資機材等が常備されております。当該消防施設の特徴として、ガレージ部北側に訓練スペースを確保していることから、北側及び東側のシャッターが開放できる設計としている。

このシャッターについては、市民、特に子どもたちが消防車を見られるようにしてほしいとの、建設検討委員会での意見を取り入れ、日中は全開放することとしており、また、迅速な出動を図るといった観点からも、開放するものである。

また、近年、他市において、消防用資機材の盗難による被害が発生しており、本市においても、いつ同様の事案が発生してもおかしくない状況である。専門性の高い消防用資機材が失われることは、消防活動に支障をきたすだけでなく、市民の生命、財産を脅かすことにも繋がりがかねない。

こうしたことから、消防車両及び消防用資機材を管理、保管する消防施設一階ガレージ内に防犯カメラを設置し、消防施設及び財産の管理、保全はもちろんのこと、来庁される市民及び職員の安全も確保できることとなり、市民に開かれた消防施設の構築が可能になると考えている。

以上のことから、南消防署辻堂出張所改築実施設計において、防犯カメラを設置する計画としていることに伴い、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会について、本施設内で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火の捜査に限り、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的取扱いについて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

ア 本人通知を省略する理由

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

イ 本人通知の代替策

防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置し、録画している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する。また、犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨も表示する。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会

当該施設で発生した窃盗・器物損壊・建造物損壊・放火に限り、事件の早期解決につながる代替手段がない場合には、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要がある。なお、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の範囲に限る。）

犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行う。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラによる画像であり、当該画像で確認される情報で、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

また、本人が特定できた場合でも、本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があることも考えられる。

以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出し

も容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ システムの機器構成

(ア) 設置機種

設置機種のとおり

(イ) 設置箇所

1階3台

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際には、パスワードの設定で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外は利用できないよう制限する。

なお、設置機器は保存期間である21日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

(7) 実施時期（予定）

2021年（令和3年）7月

(8) 提出書類

ア 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針

イ 藤沢市消防局消防施設防犯カメラ運用基準

ウ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

エ 設置機種

オ 設置箇所

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ録画の目的は、施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カ

メラ画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

また、防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置し、録画している旨、及び当該カメラの設置管理者、並びに犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨を表示する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、当該施設で発生した窃盗・器物損壊・建造物損壊・放火に限り、事件の早期解決につながる代替手段がない場合には、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性がある、としている。

また、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合、個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行う、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラによる画像であり、当該画像で確認される情報で、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

また、本人が特定できた場合でも、本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があることも考えられる、とのことである。

以上のことから判断すると、個人を特定することが困難であるときは、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、防犯カメラの画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次の措置を講じるとしている。録画機器は事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留

め等にて固定することで持ち出しを防止する。また，操作を行う際には，パスワードの設定で管理することで，防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外は利用できないよう制限する。

なお，設置機器は保存期間である21日間を超えない期間分の画像データをハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上